

## 和狼太鼓 規約（会則）

（名称）

第1条 本会は、和狼太鼓と称し、事務所を会長宅に置く。但し、会長が市外住居者の場合は、会長が指定した市内の場所とする。

（目的）

第2条 本会は、和太鼓の学習を通して、和太鼓についての研鑽を深める。併せて会員相互の親睦を図るとともに生涯学習の推進及び地域文化の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1) 原則として毎月第1、第2、第3、第4の水曜日に定例会を行なう。
- 2) 公民館文化祭や各種行事等に参加する。
- 3) その他、本会の目的に必要な業務を行なう。

（会員）

第4条 本会は、この会の目的に賛同する者をもって会員とする。

（入会及び退会）

第5条 本会に入退会する者は、その旨を会長に申し出ること。退会については、退会を希望する月の1週間前までに申し出ること。尚、退会にあたり既に納入した会費、その他の拠出金は返金しない。

休会を希望する者は休会する前月までに会長にその旨を申し出ること。また、休会の申し出を行わずにその月に1度も定期会に参加せず、その後休会を希望する時は、その参加しなかった月の会費(1ヵ月分)を支払わなければならないものとする。その場合は当月からの休会が可能となる。

休会后1年経過し、音信不通になった場合や、その他不測の事態で本人のから継続の意思が確認できなくなってしまった場合は、強制的に退会扱いとする。

親族の介護・介助や受験期等、やむを得ない事情により休会している会員は、月一回参加制度を適応することが可能となる。

（役員及びその任期）

第6条 本会は、会長1名、会計1名、会計監査1名及び必要に応じ、若干名の役員を置く。その任期は1年とし、再任も可能とする。

（入会金及び会費）

第7条 本会の入会金は無料とし、会費は月額3000円とする。会費は、会長もしくは会計役員に支払うものとする。その際は、必ず受領印を押すものとする。

第8条 入会中の会員の中で、三親等以内の肉親が在籍している期間のみ会費は、一人月額2500円とする。但し、2名で三親等割引を適応している者のうち、どちらか一方の方が休会や退会となった場合、その時点で割引の対象外となる。

第9条 教材(和太鼓等)を保存する為の倉庫利用費として月額300円を会費とは別途に徴収するものとする。但し、三親等割を適用している会員については、一組毎に月額300円を徴収するものとする。

第10条 月一回参加制度を適用するには、適用を希望する前月までに会長にその旨を申し出が必要となる。

月一回参加制度の有効期間は、適用を開始した月から一年間とし、期間を延長する場合は、期限となる月の前の月までに、会長にその旨を申し出ることとする。

月一回参加制度の適用時は、月に一回のみの参加が可能となり、その場合会費は一回の参加で1000円とする。但し、倉庫利用費に関しては通常の会員と同条件で納入するものとする。

三親等割引に関しては、2名で三親等割引を適応している者の一方が、月一回参加制度の適用期間中は、両名共に三親等割引制度は適応されないこととする。但し、月一回参加制度適応期間中に、月2回以上参加した場合、その月は通常の会費と同額の納入が必要となる。また、三親等割引対象者の場合は、三親等割引を適応するものとする。

(公演時の衣装レンタル)

第11条 公演に出演する際の衣装は、個人で購入する若しくは、公演出演の度に和狼太鼓からレンタルしなければならない。レンタルは1着1回700円とする。

(個人情報)

第12条 入会時に提出した個人情報に関しては、本会の運営に関わる場合以外の目的での使用は一切行わないものとする。但し、入会した者は、入会用紙に記載されている項目の情報に関しては、本会の運営上の目的で使用することを許諾したものとする。また、入会者本人若しくはその保護者が、入会用紙に記載した個人情報の訂正、若しくは修正をした場合もこの限りではない。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のものとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 会計は会費の徴収、その他の会計事務を担当する。
- 3) 監査は会計監査を行なう。

(総会)

第14条 総会は年1回会長が招集し開催する。但し、天変地異(人災も含む)が原因で開催が不可能な事態に陥っている場合は、総会の開催時期を延期することを可能とする。また、会長が必要であると認める場合、又は過半数以上の会員からの要求がある場合に、臨時総会を招集する事ができる。

(議決事項)

第15条 総会は次の事項を決議する。

- 1) 役員を選任
- 2) 事業報告及び事業計画の承認
- 3) 予算及び決算の承認
- 4) 規約の改廃
- 5) その他必要事項

(定足数)

第16条 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定する。委任状は出席とみなすが、議事採決の出席者数からは除外される。但し、会員で委任状を提出できない状況に置かれている場合に限っては、その意思を本会役員(会長、会計、会計監査)に電子メール等、提出後に書面に出来る媒体で伝え、それを印刷することで委任状とする。

(会計年度)

第17条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(附則)

- この規約(会則)は平成24年4月1日から施行する。  
この規約(会則)は平成26年5月1日から施行する。  
この規約(会則)は平成27年5月1日から施行する。  
この規約(会則)は平成29年6月1日から施行する。  
この規約(会則)は平成30年6月1日から施行する。  
この規約(会則)は令和元年6月1日から施行する。  
この規約(会則)は令和2年6月1日から施行する。  
この規約(会則)は令和3年6月1日から施行する。  
この規約(会則)は令和5年6月1日から施行する。